



杵築市保健医療福祉総合計画について

- 地域包括ケアシステム強化法に基づく社会福祉法の改正に伴い、**市町村地域福祉計画は、福祉の各分野における共通事項を定めた各計画の上位計画と位置づけることとされた。**
- 地域共生社会の推進のためには、市における各種福祉サービスの基礎となる各部門計画が、全世代に対応した地域包括ケアシステムの共通認識のもと、一体的に策定される必要がある。平成30年には、介護保険事業計画、障がい福祉計画等、複数の計画が改定時期を迎えることもあり、これらを総合的な地域福祉計画として一体化し、**杵築市保健医療福祉総合計画**を策定する。

策定計画(予定)

地域福祉計画、介護保険事業計画・高齢者福祉計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、成年後見制度利用促進基本計画、子どもの貧困対策推進計画、健康増進計画・食育推進計画、自殺対策計画、国保特定健康診査等実施計画、国保データヘルス計画、生活困窮者自立支援計画、地域医療の状況 計11本

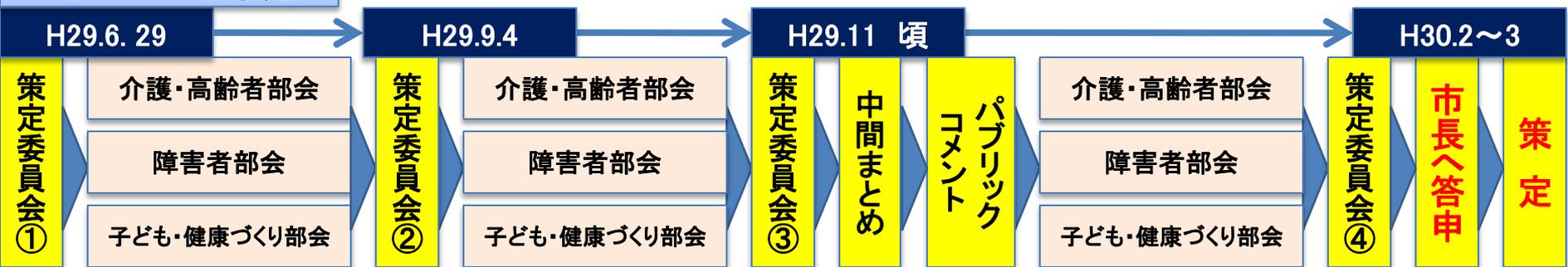
策定委員

学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者、市議会議員、関係行政機関職員等 20名

関係課

福祉推進課(事務局)、市民課、健康長寿あんしん課、子ども子育て支援課、医療政策課、学校教育課

スケジュール(予定)



保健医療福祉関係の各種計画の概要

No	計画名	根拠法令	担当課	担当係	策定義務
1	地域福祉計画	社会福祉法第107条	福祉推進課	総務・監査係	努力義務
2	介護保険事業計画・ 高齢者福祉計画	介護保険法第117条 老人福祉法第20条の8	市民課 福祉推進課 健康長寿あんしん課	介護保険係 高齢者福祉係 包括支援センター	法定義務
3	障害福祉計画・障害児福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第88条	福祉推進課	障害福祉係	法定義務
4	成年後見制度利用促進 基本計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条	福祉推進課	障害福祉係	努力義務
5	子どもの貧困対策推進計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子ども子育て支援課 学校教育課	子ども支援係 学校マネジメント係	義務づけなし
6	健康づくり計画 (健康増進計画・食育推進計画)	健康増進法第8条 食育基本法第18条	健康長寿あんしん課	市民健康係	努力義務
7	自殺対策計画	自殺対策基本法第13条	健康長寿あんしん課	市民健康係	法定義務
8	国民健康保険特定健康診査等実施計画	高齢者の医療の確保に関する法律第19条	健康長寿あんしん課	国保保険事業係	法定義務
9	国民健康保険データヘルス計画	国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針	健康長寿あんしん課	国保保険事業係	義務づけあり (指針)
10	生活困窮者自立支援計画	生活困窮者自立支援法	福祉推進課	生活支援係	義務づけなし
11	地域医療の状況	-	医療政策課	政策係	義務づけなし



杵築市保健医療福祉総合計画の計画期間

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度	平成 37年度	平成 38年度			
保健医療福祉総合計画							第1期						第2期					
							第1期(後期)											
地域福祉計画	第1次	第2次					第3次						第4次					
介護保険事業計画・ 高齢者福祉計画	第5期			第6期			第7期			第8期			第9期					
障害福祉計画・障害児福祉計画	第3期			第4期			第5期			第6期			第7期					
成年後見制度利用促進基本計画							第1期						第2期					
子どもの貧困対策推進計画							第1期			第2期			第3期					
健康づくり計画 (健康増進計画・食育推進計画)	第1次			第2次												第3次		
							第2次(後期)						第3次					
自殺対策計画							第1期						第2期					
国民健康保険特定健康診査等実施計画	第1期	第2期					第3期						第4期					
国民健康保険データヘルス計画			第1期			第2期						第3期						
生活困窮者自立支援計画							第1期						第2期					
地域医療の状況							2025(平成37)年を見据えた長期構想											